

下水道の手引き

環境にやさしい 快適なまちづくり



福島市都市政策部下水道室

INDEX

(目次)

みんなが下水道を利用すると	1
下水道工事を進めるにあたって	2
私有道路に下水道を設置するには	4
排水設備のしくみ	5
排水設備工事の手順は	6
排水設備設置資金融資あっせん制度	8
下水道事業受益者負担金制度	9
下水道使用料	10
下水道のしくみ	12
福島市の公共下水道計画	13

はじめに……

公共下水道は、快適で衛生的な生活を営むために、また、豊かで美しい自然を守るためになくてはならない施設です。

下水道事業は、健全で秩序あるまちをつくるための都市計画事業のひとつとして、計画的に整備を行っております。

下水道の建設を行う際には、その地域のみなさんにできるだけご迷惑がかからないように進めてまいりますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

下水道が使えるようになりましたら、各家庭、事業所では、トイレの水洗化など排水設備の設置を行い、家庭から出る汚水を公共下水道に排水していただくことになります。

この手引きでは、下水道工事、排水設備設置工事の手続き及び資金のあっせん制度、受益者負担金並びに下水道使用料などについてまとめましたので、みなさんが下水道を利用する際の参考としていただきたいと思います。

下水道が利用できるようになりましたら、一日も早く排水設備設置工事を行い、快適な居住環境をつくられるとともに、今後とも下水道の普及について、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

福島市民憲章

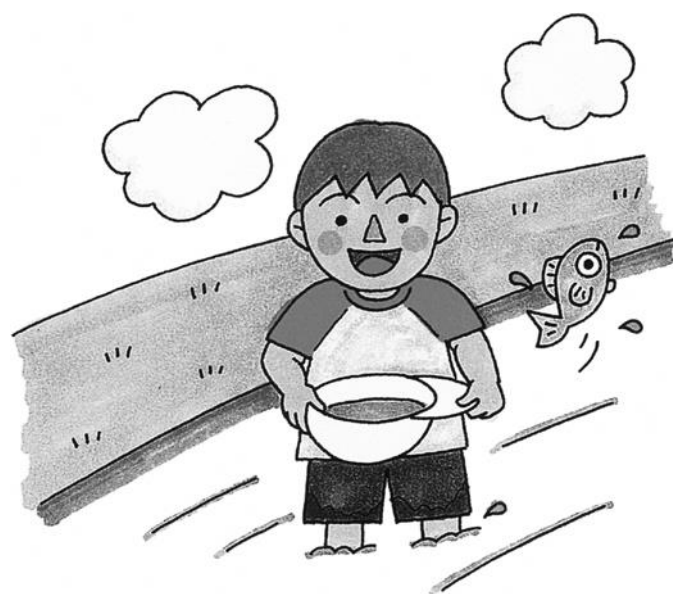
- 1 空気も水もきれいな
みどりのまちをつくりましょう。
- 1 教育と文化を尊び
希望に輝くまちをつくりましょう。
- 1 親切で愛情あふれる
まちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、力をあわせて
楽しく働けるまちをつくりましょう。
- 1 子供からおとしよりまで
安全で健康なまちをつくりましょう。

みんなが下水道を利用すると



（清潔で住み良い 環境のまちになります）

今まで台所、洗面、風呂の雑排水を流していた側溝がきれいになり、蚊やハエ、悪臭の発生を防いで快適で衛生的なくらしができます。



（川や海の水が きれいになります）

家庭から出る汚水は下水道管を通して下水処理場に運ばれます。下水処理場でさまざまな処理を行いきれいになった水は、消毒して川や海に戻します。



（水洗トイレが使えます）

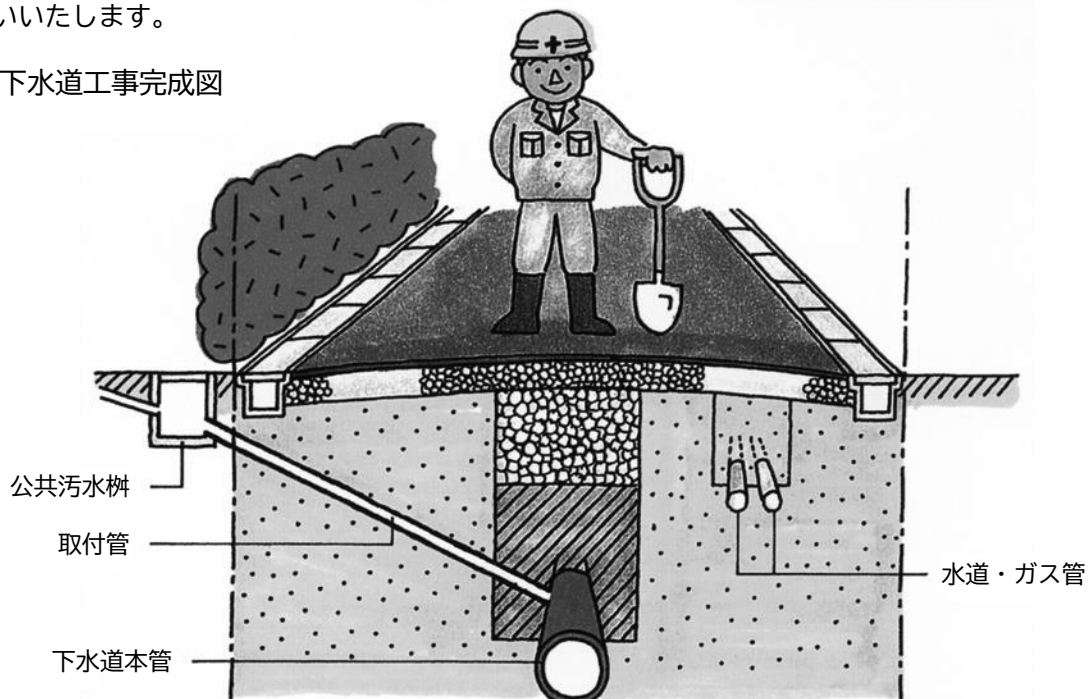
くみ取り便所を使っていた方は清潔で快適な水洗トイレを使用することができるようになります。そのため子供やお年寄りでも安心してトイレを使うことができます。

下水道工事を進めるにあたって

下水道工事は、下水道管を道路に埋設する工事です。

この工事は、みなさんの身近なところで行ないますので、周辺の状況を十分調べ、いろいろな工法を採用し、ご迷惑がかからないように細心の注意をはらっています。みなさんのご協力とご理解をお願いいたします。

下水道工事完成図

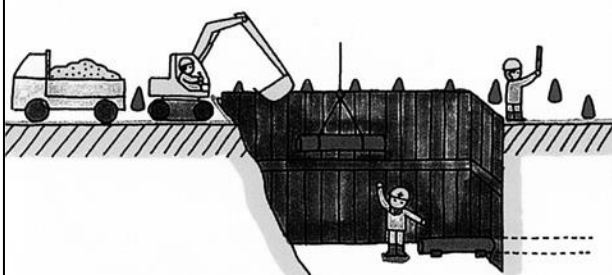


下水道工事について

- 1 下水道の本管を道路に埋設する方法（布設工事）は、「開削工法」や「推進工法」がありますが、主に「開削工法」により下水道管の整備を行っています。「推進工法」は、道路や河川を横断するときや下水道管埋設の深さが非常に深い場合などに用います。

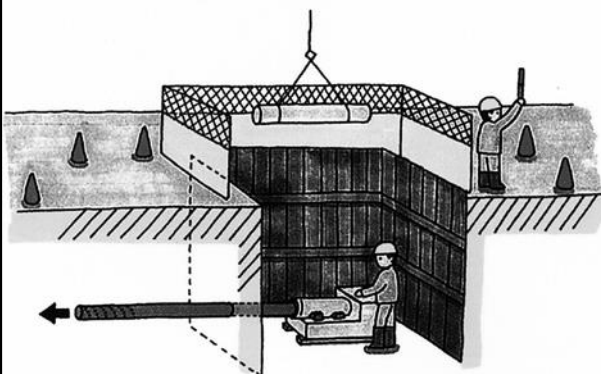
開削工法

道路を掘って下水道管を埋めていく工法で最もよく用いられます。

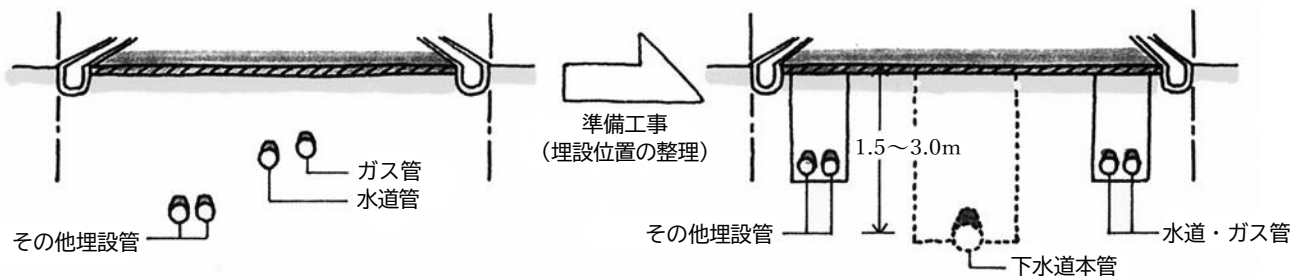


推進工法

下水道管を機械で押し込んでいく工法です。

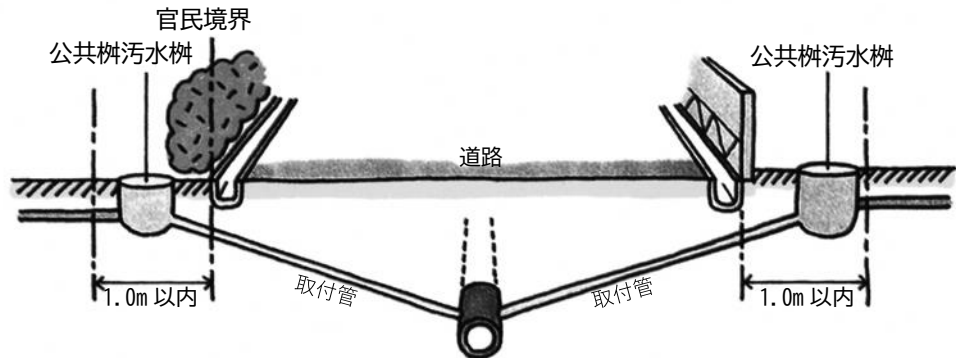


- 2 下水道管を布設する前に、道路に埋設されている水道管・ガス管等が支障になる場合、それらの移設工事が準備工事として行われます。



- 3 準備工事後、下水道管理設工事になりますが、布設する下水道本管の直径は200～400mmで、塩化ビニール管やコンクリートヒューム管を1.5～3.0m位の深さに埋設していきます。

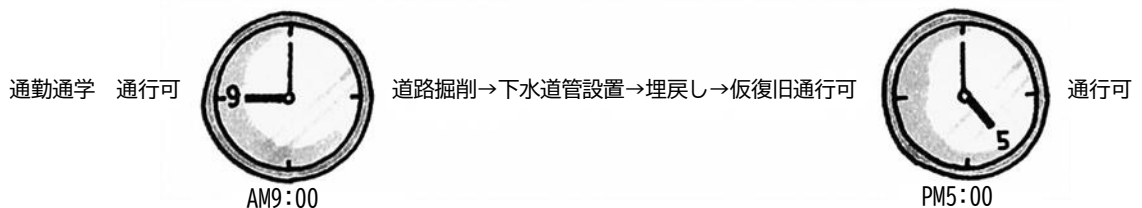
- 4 本管布設の施工と併せて、各戸に公共汚水樹の取り付けを行います。工事に入る前に公共汚水樹の設置位置について確認をしますので、自宅敷地で道路に面する境界から1.0mの範囲内で、最適な場所をご指定ください。



- 5 本管布設工事の進み具合は、厳密な高低（勾配）管理を行うために、1日に約4.0～8.0m位になります。交差点などに設けるマンホールの設置には、2～3日の工事期間が必要になります。



- 6 工事の時間帯は、基本的に午前9時（掘削開始）から午後5時（埋め戻し・仮復旧舗装）の間に限って行う予定ですが、その間自家用車等の出入りができないときがありますので、ご協力をお願いします。



私有道路に下水道を設置するには

私有道路は個人の所有地ですが、下水道の普及促進を図るため、一定条件を備えた私有道路については、申請により公道（市道など）と同様に市で下水道工事を行います。

下水道工事の対象となる私有道路の条件

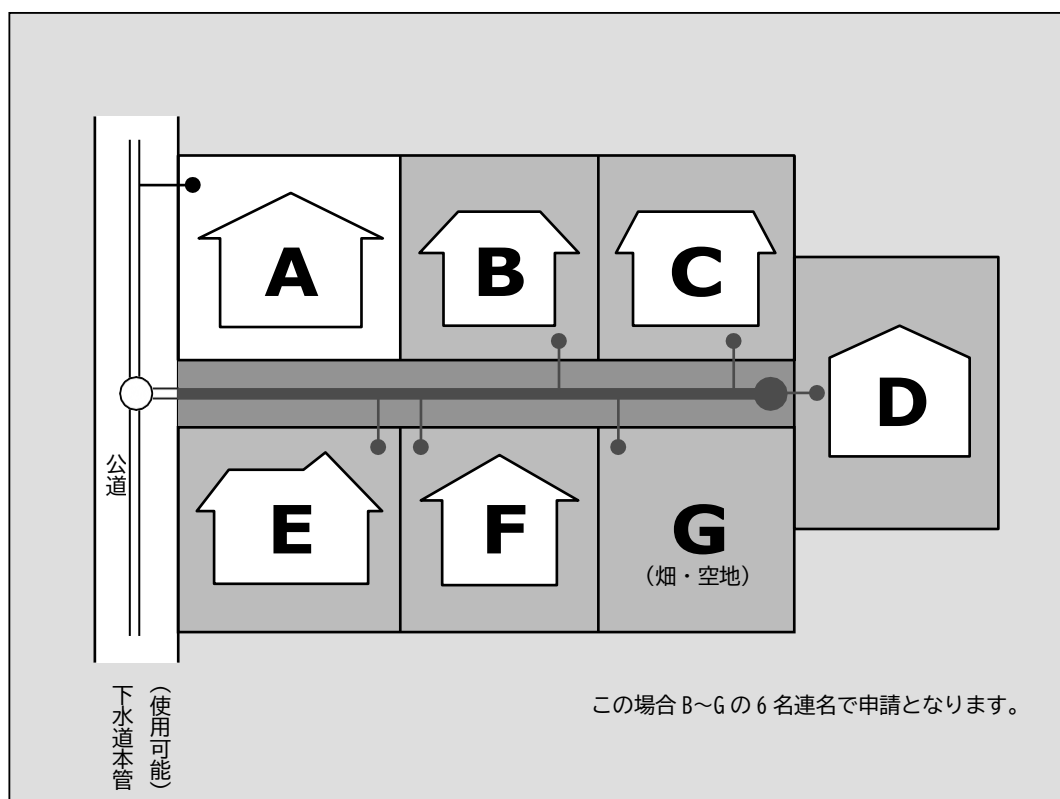
- ・私有道路の両端又は一端が公道に接続し、幅員が1.8m以上であり、一般公衆の通行可能な形態であること。
- ・袋小路の場合は、私有道路に面している所有権の異なる家屋が2戸以上あり、なおかつ独立生計を営んでいること。
- ・私有道路部分が分筆されており、地目が公衆用道路であるか、私有道路が位置指定道路として指定されていること。
- ・私有道路部分の土地所有者全員から承諾が得られること。
- ・私有道路沿線の土地所有者全員が下水道管へ接続することの承諾及び受益者負担金の賦課、納付について承諾が得られること。

申請方法

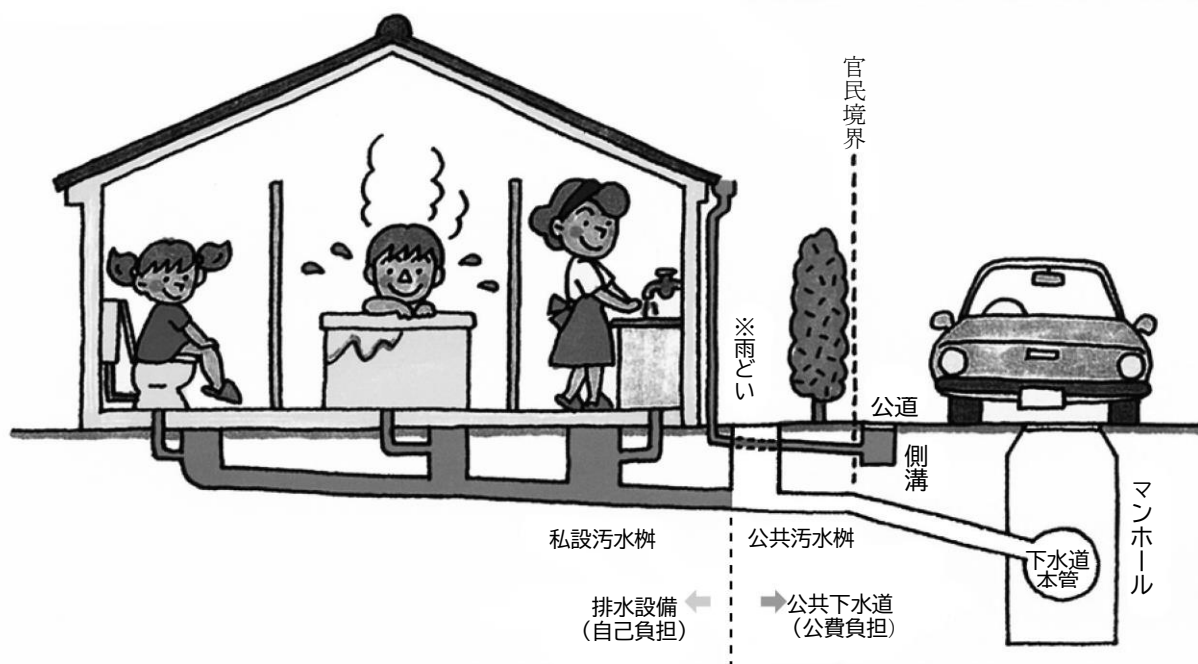
下水道建設課備え付けの「公共下水道管布設工事申請書」に必要書類を添えて、下水道建設課計画係へ申請してください。

その他

- ・私有道路に面した土地所有者すべてに下水道への接続の意思を確認した上で、申請をお願いいたします。
- ・私有道路沿線の畑・空地など家屋の建っていない土地でも、一緒に申請で公共汚水桝の設置が可能です。



排水設備のしくみ



排水設備	公共下水道
個人が管理する部分	市が管理する部分

公共下水道への接続工事（排水設備工事）は指定工事店で

水洗便所の新設、又はくみ取り便所から水洗便所への改造などの水洗化及び排水設備工事は、福島市排水設備指定工事店（以下「指定店」という。）でないと行うことができません。

※雨水は、下水道に流入させないで、今までどおり側溝等に流すようにしてください。（合流地域を除く）

（公共下水道への接続は早めに）



し尿浄化槽便所・浴室・台所・洗面所からの汚水は、原則として供用開始後6か月以内に公共下水道に接続する工事をしていただくことになります。

（市下水道条例）

また、くみ取り便所は供用開始後3年以内に水洗便所に改造することが義務付けられています。

（下水道法）

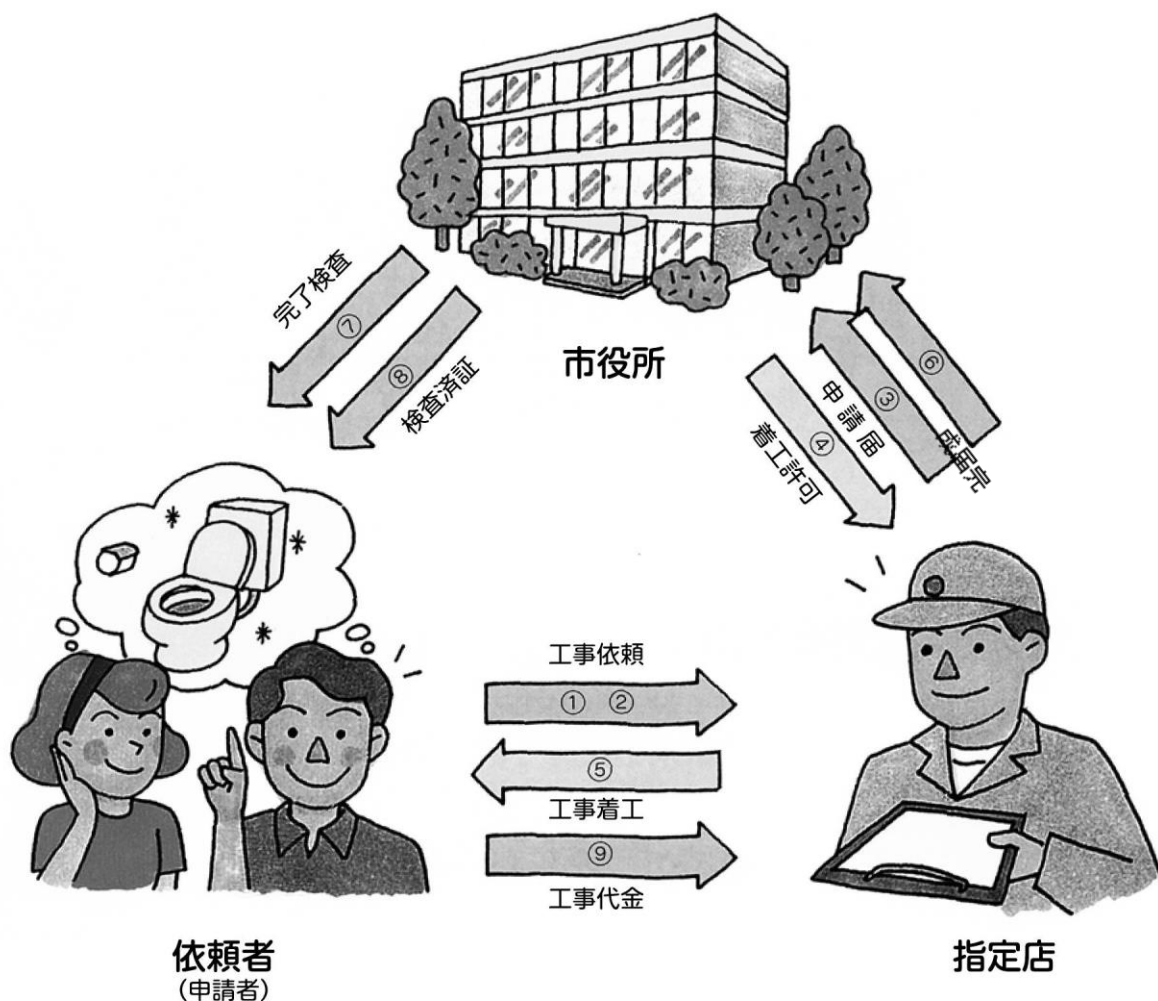
（新築、改築などの場合は水洗便所に）

公共下水道処理区域内の新築、改築などを行う建築物は、水洗便所にしなければならないことになっています。

（建築基準法）



排水設備工事の手順は…



① 見積りを頼む

指定店を決め、まず見積りを頼んでください。このときにトイレの型、排水管を通す場所（台所、浴室など）を十分に打合せをして、必ず見積書を取るようにしましょう。



② 自分で十分な確認を

申請書類等への署名は、金額、工法、工事期間などを十分に確認し、納得してから必ずご自分で行ってください。また、工事は自己資金で行うか市の融資あっせん制度を利用されるかをはっきり指定店へ伝えてください。

◎注意

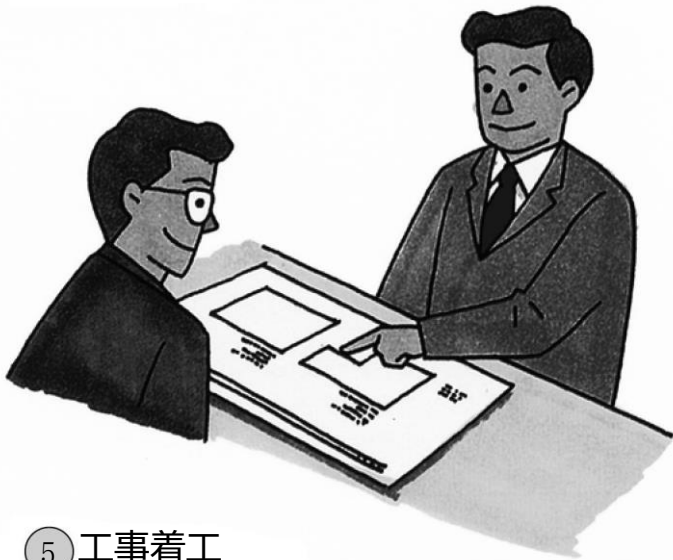
排水設備工事に関し、利害関係人（地主、家主など）がある場合は当該利害関係人とよく話し合っ、承諾を得てください。

③市への届出が必要です

指定店に工事の申込みをされますと、市への届け出や融資あっせん制度の利用申込みなど、書類の手続きは指定店が代行します。

④届出書類のチェック

市は、施工基準に適合しているか確認の上、通知します。



⑤工事着工

指定店は、工事に着工します。

⑥完成届の提出

工事が終われば、申請者が完成届に署名をし、指定店が市に完成届を提出します。



⑦完了検査

工事が完了すると、市の職員が完了検査をします。これは、申請書どおり工事が実際にされたかどうかを検査するものです。

⑧検査済証の交付

検査に合格すると、検査済証を交付します。不合格の場合は、指定店に手直しを命じます。

⑨工事代金の支払

工事代金の支払は、工事が完了し市から検査済証が届いてから支払ってください。

◎ここからは市の融資あっせん制度を利用される場合にお読みください。

⑩融資あっせんの書類の送付

完了検査に合格すると、検査済証と金融機関で手続きする書類を指定店を通してお渡します。

⑪金融機関での手続き

書類が届きましたら検査済証の証明月日から3か月以内に、希望される金融機関で融資の手続きを行ってください。



排水設備設置資金融資あっせん制度

※市では、処理区域内の方々に1日も早く公共下水道に直結する工事をしていただくために、金融機関から無利子で借りられる融資あっせん制度を設けています。

1 融資あっせん制度の対象者と要件

- (1) 住宅のくみ取り便所の改造や、し尿浄化槽を廃止して、汚水を公共下水道に接続しようとする方
- (2) 自己資金のみで、工事費を負担することが困難な方
- (3) 市民税、固定資産税、下水道事業受益者負担金などを滞納していない方
- (4) 償還能力のある方
※住宅を新築、改築する場合や法人名義の建物は、制度をご利用できません。

2 融資の限度額

- (1) 自宅は60万円以内
- (2) 貸家やアパートなどは1戸当り最高45万円で、200万円以内
※工事金額の範囲内で、10万円以上で1万円単位のご融資
※建物内のリフォーム費用は除きます。

3 利息

無利子（市で負担します。）

4 返済の方法

借りた月の翌月から、5年（60回）以内の分割返済

5 連帯保証人

- (1) 保証能力のある方で自宅は1名、貸家・アパートは2名
- (2) 市内に住所を有する方。

6 必要（準備する）書類

- (1) 排水設備設置資金融資のあっせん申請書
- (2) 完納証明書（市役所本庁市民税課税制係窓口で発行します。）
- (3) 見積書

7 融資あっせん申請の手続き

- (1) 工事の計画確認申請書と同時提出になります。
- (2) 市への申請手続きは、指定店が代行します。

8 融資取扱い金融機関

- (1) 「東邦銀行・福島銀行・常陽銀行・大東銀行・福島信用金庫・東北労働金庫・ふくしま未来農業協同組合」の福島市内にある店舗
- (2) 契約は、直接金融機関で行ってください。

ぜひご活用ください！！

便利な制度ですので、ぜひご活用ください。
下水道に接続して住みよいまちづくりにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



下水道事業受益者負担金制度

公共下水道が整備されることにより良好な住環境がもたらされ、その地域に土地や権利を所有している方が下水道の恩恵を受けることになります。

この下水道を整備するための費用を全て税金でまかなうことは、下水道が整備されていない地域の方との間に不公平が生じることになります。

そこで、公共下水道により利益を受けられる方に建設費の一部を負担していただき、下水道を整備していこうというのが下水道事業受益者負担金制度です。



1 負担金の対象となるもの

下水道整備区域内の宅地、田、畑などすべての土地です。ただし、公共の道路、公園、河川等は賦課されません。

2 受益者

下水道が整備されることにより利益を受ける方で受益者負担金を納めていただく方です。

土地の所有者又は権利者（地上権者、永小作権者、使用借主又は賃借人）が受益者となりますので、賦課区域が決まった後、受益者の申告をしていただきます。

受益者の例

例1	例2	例3	例4
Aさん居住 Aさんの建物 Aさんの土地	Bさん居住 Aさんの建物 Aさんの土地	Bさん居住 Bさんの建物 Aさんの土地	Cさん居住 Bさんの建物 Aさんの土地
受益者 Aさん	受益者 Aさん	受益者 Bさん	受益者 Bさん

※上記の例は一般的な受益者の考えを示したものです。特別な事情がある場合は、ご相談ください。

3 負担金額と納付方法

(1) 負担金額

土地の面積1㎡あたり**480円**です。

(2) 納付回数

負担金は、5年に分割し、さらに1年を4期に分けて計20回で納めていただきます。

（お申し込みいただければ一括納付もできます。）

計算例 200㎡（60坪）の土地の場合

5年間の負担金総額は96,000円、1年間の負担金額は19,200円、各期別の金額は4,800円となります。

（負担金総額） 480円 × 200㎡ = 96,000円

（1年間の負担金額） 96,000円 ÷ 5年 = 19,200円

（各期別の負担金額） 19,200円 ÷ 4期 = 4,800円

(3) 納期限

第1期	第2期	第3期	第4期
7月31日	9月30日	11月30日	翌年2月末日

※納入通知書および納付書の送付は、毎年度7月上旬です。

(4) 納付方法

①納付書により、福島市収納金融機関で納めてください。

②口座振替もご利用できます。納入通知書を持参の上、福島市収納金融機関でお申込みください。お申込みの翌月以降の納期分から口座引き落としになります。なお、ゆうちょ銀行は、お申込みの翌々月以降からの口座引き落としになります。

4 負担金の減免及び徴収猶予

減免：公園、集会所敷地、多数の方が利用している私有道路、ガケ地など受益地の状況及び受益者の事情により、負担金の一部または全部が申請に基づき減免されます。

(2) 徴収猶予：農地は、申請により5年間徴収が猶予されます。

徴収猶予期間終了後、負担金を納めていただくことになります。ただし、徴収猶予期間中であっても、農地以外のものに転用を行った場合には、徴収猶予は取り消され負担金が賦課されます。

5 納付期間中に土地の所有者が変わったり権利に異動があった場合

納付期間中に土地の所有者が変わったり権利に異動があった場合でも、賦課時の受益者に納付義務がありますので、納付義務者を変更しようとするときは「受益者変更届」を提出していただくことになります。

「受益者変更届」を提出することにより、届出日以降の納期にかかる負担金について新受益者に納付いただくようになります。

下水道使用料

下水道管、終末処理場など下水道施設の維持管理や污水处理などの経費として、使用者各人に使用した水量に応じ負担していただくものです。

1 下水道使用料単価（税込）

（1か月あたり）

種 別	区 分	汚 水 量			使 用 料
一般汚水	基本使用料	0m ³ ～ 10m ³			1,210円
	従量使用料 (1m ³ につき)	11m ³ ～ 20m ³			165円
		21m ³ ～ 30m ³			203.5円
		31m ³ ～ 50m ³			247.5円
		51m ³ ～ 100m ³			302.5円
		101m ³ ～ 500m ³			335.5円
		501m ³ ～			357.5円
公衆浴場汚水	基本使用料	0m ³ ～ 10m ³			495円
	従量使用料（1m ³ につき）	11m ³ ～			49.5円
温泉汚水	基本使用料	0m ³ ～ 10m ³			990円
	従量使用料（1m ³ につき）	11m ³ ～			99円
井戸水のみ 使用の一般家庭	基本使用料	1世帯あたり	2人まで	10m ³	1,210円
	認定加算汚水量		3人まで	15m ³	2,035円
			4人まで	20m ³	2,860円
			5人まで	25m ³	3877.5円
			以下、 1人増す毎に5m ³ 加算		

平成15年4月使用分より適用

※温泉污水は、平成21年4月使用分より適用

2 下水道使用水量の算出方法

(1) 市水道使用の場合

市水道の使用水量となります。

(2) 井戸水（地下水）のみ使用の場合

①一般家庭…世帯人数による認定水量（1人あたり5 m³）となります。

②事業所…メーターによる測定水量となります。

(3) 市水道と井戸水との併用の場合

①一般家庭…市水道の使用水量に井戸水認定水量の2分の1を加算した水量となります。

②事業所…市水道の使用水量にメーターによる測定水量を加算した水量となります。

3 下水道使用料計算の例

●1か月25m³使用した場合

基本料金 10m ³	=1,210円
11m ³ ~ 20m ³ @165円×10m ³	=1,650円
21m ³ ~ 25m ³ @203.5円×5m ³	=1,017.5円
合計	=3,877.5円
1円未満は切り捨てのため、1か月分の下水道使用料は、3,877円となります。	

4 下水道使用料の納入方法

(1) 市水道使用の場合

市水道料金と併せて、納めてください。【口座振替もご利用できます】

※市水道料金を既に口座振替で納付されている方は、下水道使用料も自動的に口座振替になります。

(2) 井戸水（地下水）のみ使用の場合

納付書（下水道総務課発行）により、福島市収納金融機関で納めてください。

【口座振替もご利用できます】

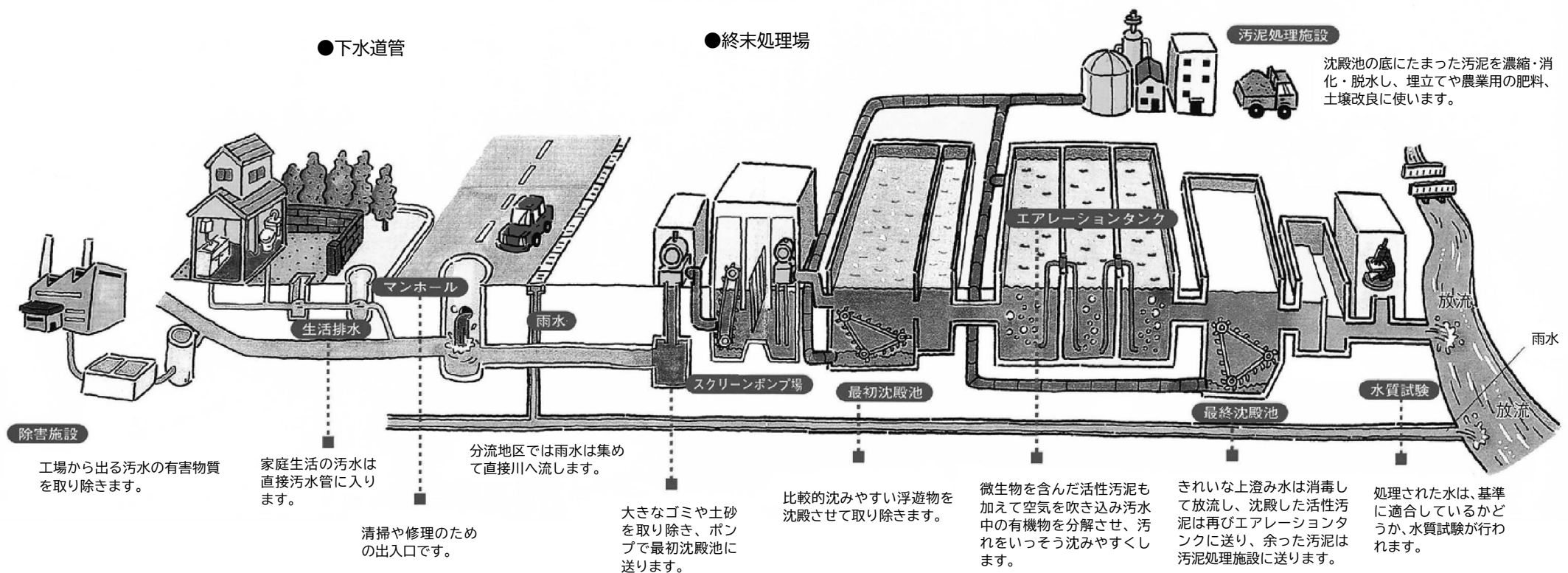
(3) 市水道と井戸水との併用の場合

(1)と同様になります。

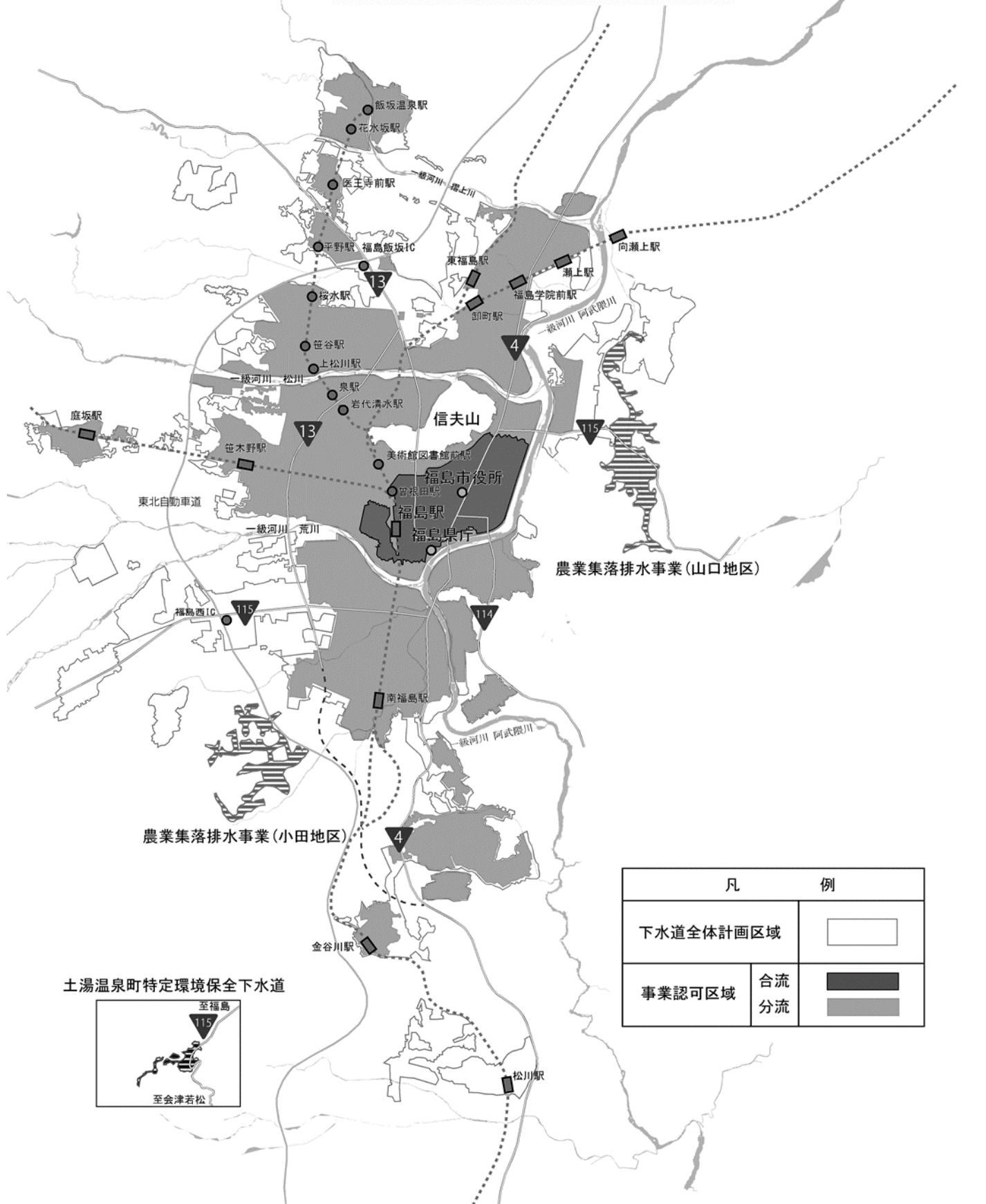
※口座振替を新たに希望される方は、納入通知書を持参の上、福島市収納金融機関でお申込みください。

お申込みの翌月以降の納期分から口座引き落としになります。なお、ゆうちょ銀行は、お申込みの翌々月以降からの口座引き落としになります。

下水道のしくみ



福島市下水道計画一般図



凡 例	
下水道全体計画区域	
事業認可区域	合流
	分流

◆下水道の窓口◆

下水道に関するお問い合わせは下記の係へ気軽におたずねください。

福島市役所都市政策部下水道室
 福島市五老内町3番1号（福島市役所東棟5階）
 TEL024-535-1111（市役所代表電話）

業務内容	担当課係名		内線番号
公共下水道建設計画・供用開始時期 私道道路の下水道工事	下水道建設課	計画係	4 5 3 2 4 5 3 3 (直通) 5 2 5-3 7 6 9
公共下水道工事	下水道建設課	建設第一係	4 5 3 5 4 5 3 6 4 5 3 7 (直通) 5 7 2-3 8 7 2
		建設第二係	4 5 3 8 4 5 3 9 (直通) 5 7 2-3 8 7 3
受益者負担金 下水道使用料	下水道総務課	普及業務係	(直通) 5 2 5-3 7 8 9
公共汚水桝のつまり 公共下水道下水管の補修 水洗トイレ改造・排水設備設置工事 排水設備設置資金融資あっせん制度	下水道管理センター	管路管理係	(直通) 5 3 5-1 8 0 7
	福島市東浜町9番11号		

宅地内の排水設備については、個人で管理していただくことになりますので、排水施設のつまりなどは、福島市排水設備指定工事店にご相談ください。